

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人しなのめ（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第九条で定めるところにより、報酬は支給しない。

3 常勤理事で使用人としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 この法人の役員及び評議員の報酬日額は、別表「役員及び評議員の出席報酬等（日額）」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 この法人の役員及び評議員がその職務に当たって勤務した場合、交通費を支給し、その計算方法は、別表「役員及び評議員の出席報酬等（日額）」に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月 17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成23年4月1日から施行した社会福祉法人しののめ役員に対する報酬及び費用弁償支給規程は、平成29年3月31日に廃止する。

3 この規程は、一部改正し、平成30年6月23日から施行する。

4 この規程は、一部改正し、令和3年2月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表
役員及び評議員の出席報酬等（日額）

区分	名称	報酬	実費弁償費
理事	理事会出席報酬	1,000 円	10km未満 500 円 10～20km未満 1,000 円 20km以上 キロ数×25 円
	評議員会出席報酬	無し	
	理事会及び評議員会以外の日に法人及び施設の運營業務にあたった場合	5,000 円	
理事長	理事長(運營業務管理)	90,000 円/月 50,000 円/年	無し
評議員	評議員会出席報酬	無し	10km未満 500 円 10～20km未満 1,000 円 20km以上 キロ数×25 円
監事	理事会出席報酬	1,000 円	10km未満 500 円 10～20km未満 1,000 円 20km以上 キロ数×25 円
	評議員会出席報酬	無し	
	理事会及び評議員会以外の日に法人及び施設の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査業務にあたった場合	5,000 円	